

(別表1)

事業継続力強化支援計画

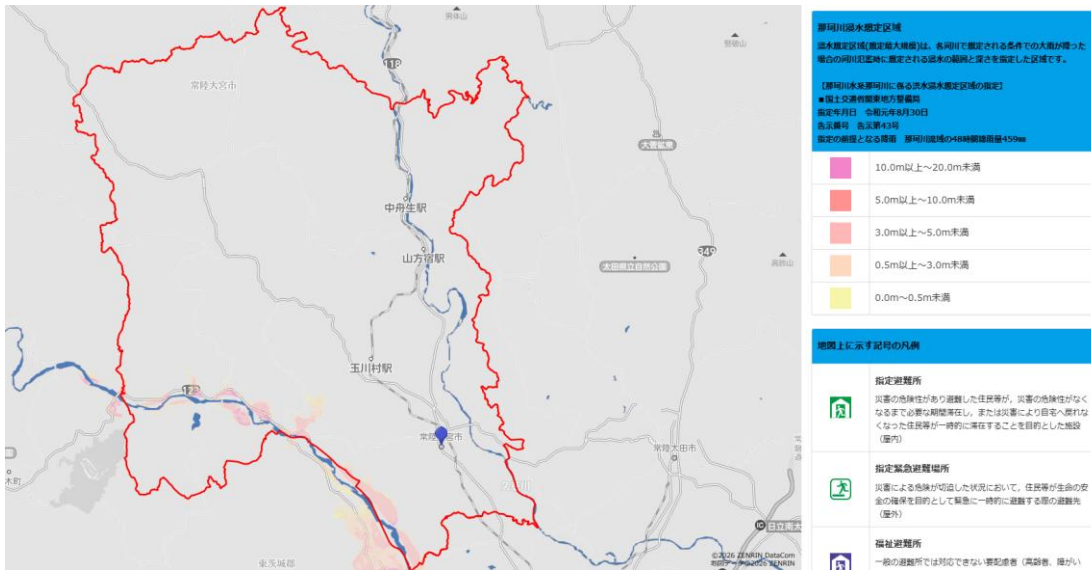
事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

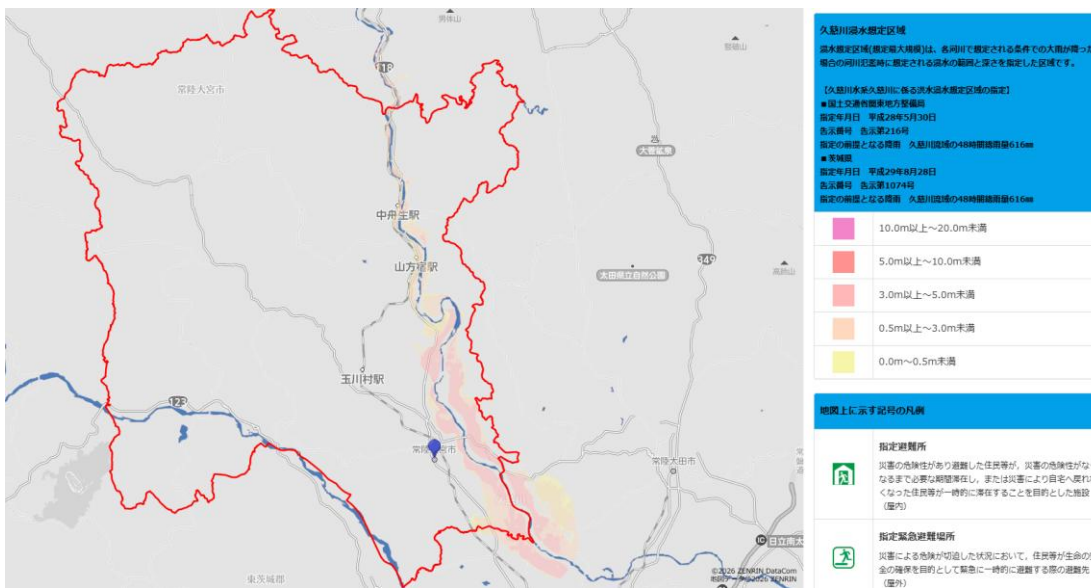
(1) 地域の災害等リスク

(洪水：市ハザードマップ)

- ・市の各河川流域の最大総雨量（48時間の総雨量：久慈川流域の616mm、那珂川流域459mm）で想定されたハザードマップによると、当会が立地する地域において、久慈川、那珂川の破堤で3m～5mを超える浸水が予想されている。
- ・両河川の浸水予想地域では、小売、サービス、飲食、建設、理美容、旅館、製造、キャンプ場、採石場など多くの事業者が立地している



▲ 那珂川の浸水想定区域（常陸大宮市ハザードマップ）



▲ 久慈川の浸水想定区域（常陸大宮市ハザードマップ）

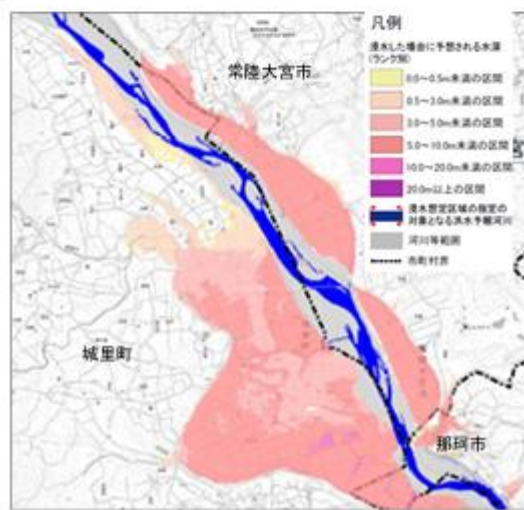
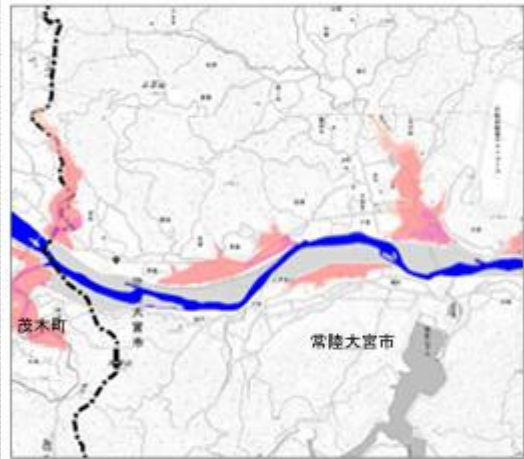
久慈川（水位周知河川）の浸水想定区域



久慈川（洪水予報指定河川）の洪水浸水想定最大規模区域



那珂川（洪水予報指定河川）の洪水浸水想定最大規模区域

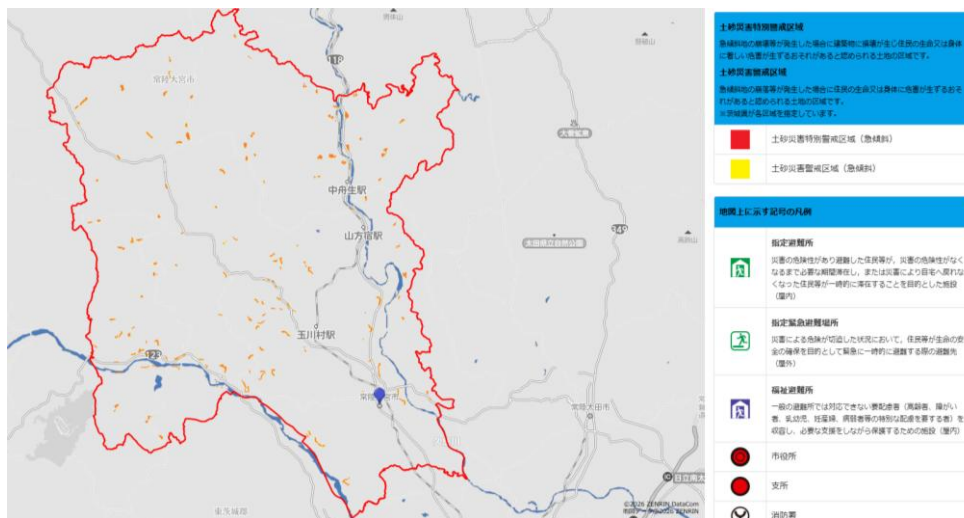


▲出典：常陸大宮市地域防災計画 令和6年4月 久慈川・那珂川の浸水想定区域

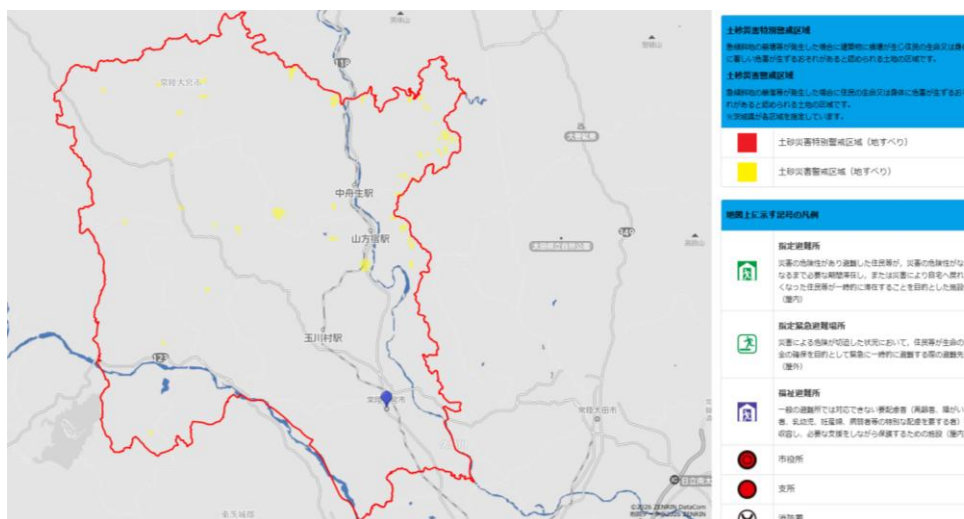
- ・市内の久慈川、那珂川はこれまで幾度となく水害をもたらしており、治水事業が進んだ現在においても、上流部での豪雨により計画高水位を超える流量に至ることは十分に考えられていたが、令和元年10月12日から13日にかけて当市を直撃した令和元年東日本台風では、久慈川で4箇所（小貫、塩原、下町、富岡）、那珂川で2箇所（野口、下伊勢畑）の堤防決壊が発生し多大の浸水被害が発生した。全壊49棟、大規模半壊85棟、半壊294棟、一部損壊119棟、計547棟。

(土砂災害：市ハザードマップ)

- ・当市は、地形特性より北部の山地から南縁丘陵が続き、さらに河川による河岸段丘上の台地と低地からなっているため、山地の土石流危険渓流、地すべり危険箇所、段丘崖の急傾斜地危険箇所等の指定箇所が多く見られる。危険エリアには、小売、サービス、飲食、建設、製造、木材製材など多くの事業所が立地している。



▲土砂災害 急傾斜（常陸大宮市ハザードマップ）



▲土砂災害 地すべり（常陸大宮市ハザードマップ）

(2) 管内の商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,904 人
- ・小規模事業者数 1,115 人（うち事業継続力強化に取り組んでいる小規模事業者は 19 人）

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数 (うち事業継続力強化に 取り組んでいる者)	備考(事業所の立地状況等)
商業	532	292 (1)	市内に広く分散している
工業	216	136 (5)	市内に広く分散している
サービス業	840	495 (10)	市内に広く分散している
建設業	316	192 (3)	市内に広く分散している

(参考：茨城県商工会連合会「令和7年度商工会実態調査」)

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・常陸大宮市地域防災計画の策定、防災訓練の実施（年 1 回 5 地域から 1 地域を選定し総合的な防災訓練を実施）
- ・防災物資、資機材等の備蓄
- ・自主防災組織力の向上
- ・防災行政無線やひたまるアプリによる災害情報の提供
- ・マイ・タイムライン（防災行動計画）の推進

2) 当会の取組

- ・当市が提供するハザードマップを活用し、自然災害等のリスクを周知した。
- ・当市では令和元年東日本台風において久慈川で 4 箇所、那珂川で 2 箇所の堤防決壊が発生し、多大な浸水被害が発生したことから、被災された地域の事業者を中心に水害時の事業継続力強化の必要性について周知・啓発を行った。
- ・管内保険会社と連携し、保険未加入者に対して損害保険の加入促進を行った。
- ・事業継続力強化に関するセミナーを開催し、事業継続力強化計画、BCP 等の国の施策を周知するとともに、策定の必要性を啓発した。
- ・事業者 BCP の策定支援、見直し支援として、管内事業者を訪問指導した。
- ・事業者 BCP を策定済みの事業者に対して、計画に基づく訓練の重要性を周知した。
- ・訓練実施済みの事業者に対して、訓練の結果に基づく計画の見直しを支援した。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・管内小規模事業者を訪問し事業者 BCP の策定に係る指導 4 者
- ・管内小規模事業者による事業継続力強化計画策定率 1.7%
- ・事業継続力強化に関するセミナー 年 1 回
- ・管内損保会社と連携した損害保険への加入促進 2 者
- ・防災訓練の実施 年 1 回

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ①管内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ②地域の自然災害等リスクについて当会、当市関係部署との間で十分な議論が行われていない。
- ③本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当会経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。

【対策】

- ①事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ②当市危機管理課・商工観光課、当会で年1回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足については、管内保険会社、管内金融機関、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3 目標

- ・管内小規模事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・支援においては、管内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況が1.7%程度と低いことから、事業者BCPの策定支援に加え、被災時の事業継続力強化に係る取組として、損害保険の加入などリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ①小規模事業者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ②管内全体の事業継続力強化計画（BCP）の策定率を2.0%
- ③ハザードマップにて危険区域や過去に浸水などにより被災地域にある小規模事業者においては策定率10%
- ④上記目標達成のため、年1回セミナー、説明会を開催する。

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

（1）管内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、自治体等と連携し管内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・伴走型補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

（2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、SNS（常陸大宮市商工会独自の Line）等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・経済産業省 HP に掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/kyojinka/risk_finance_sheet.html
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

（3）フォローアップ

- ・当市の防災訓練への参加を促す。
- ・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、（一社）日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。（HP：<https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>）
- ・事業者BCPの策定後4年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシュミレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

（4）知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・広報誌などで管内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

（5）関係団体等との連携

- ・管内損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・管内損保会社に専門家の派遣を依頼し、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。
- ・連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、（独法）中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表2)

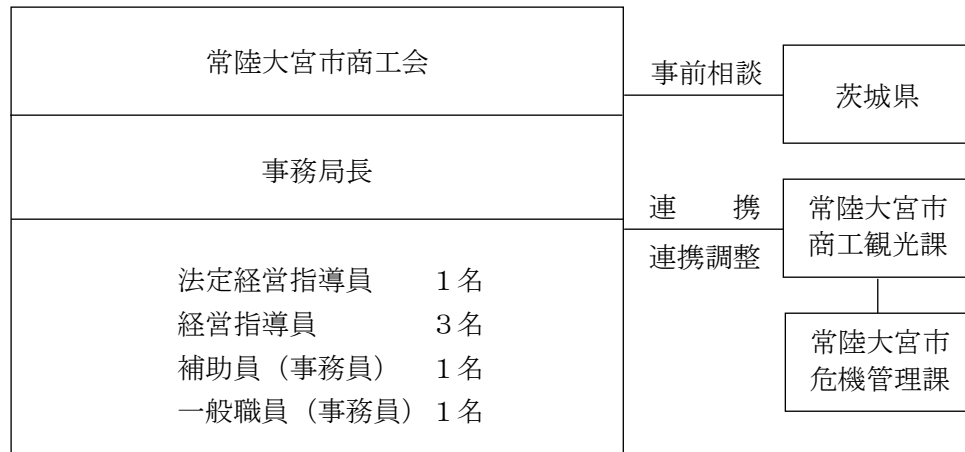
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年4月現在)

(1) 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



①都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・ 当会、当市商工観光課・危機管理課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。
- ・ 認定主体である茨城県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

②商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 管内を4地区に分け、法定経営指導員1名と経営指導員3名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・ 保険加入促進については管内損保会社の専門家による、セミナー個別相談の体制とする。

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 法定経営指導員1名、経営指導員3名、事務員2名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・ 上記で把握・検証した実施状況を当会と当市の連絡協議会(年1回開催予定)で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・ 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 寺門 直樹（連絡先は後述）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の当否

経営指導員 寺門 直樹は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

常陸大宮市商工会

〒319-2263 茨城県常陸大宮市南町 1104-4
TEL : 0295-53-3100 / FAX : 0295-52-2935
E-mail : info@hitachiomiya-shoko.jp

②関係市町村

常陸大宮市 産業観光部 商工観光課

〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町 3135-6
TEL : 0295-52-1111 / FAX : 0295-52-2250
E-mail : syokokan@city.hitachiomiya.lg.jp

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・調査費	50	50	50	50	50
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・協議会運営費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、伴走型補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
常陸太田市商工会 会長 西野 一 〒313-0061 茨城県常陸太田市中城町 3210 大子町商工会 会長 大藤 博文 〒319-3551 茨城県久慈郡大子町池田 2732-3
連携して実施する事業の内容
①管内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーの実施 ・管内小規模事業者に対する事業活動に影響を与える自然災害等のリスク認識に向けた周知啓発。 ②管内小規模事業者の事業者BCPの策定推進に向けた広報活動 ・事業者BCPの策定支援により、事業活動に与える影響の軽減を図る。
連携して事業を実施する者の役割
①普及啓発セミナー共催にかかる周知や啓発 (連携者) 常陸太田市商工会、大子町商工会 (効果) より広域的な募集活動により、多数の集客が見込まれる。 ②管内小規模事業者の事業者BCPの策定推進 (連携者) 常陸太田市商工会、大子町商工会 (効果) 事業者BCPの策定事業者増加につながる。
連携体制図等

(別表5)

発災後の対応等に係る事項

発災後の対応等に係る事項

(1) 発災後の対策

■大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)

2) 応急対策の方針決定・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。(例：被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	・管内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・管内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	・管内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・管内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

3) 被害情報の共有・報告

- ・当会は、被害状況を茨城県の指定する方法にて県に報告し、当市は当会が報告した内容について確認を行う。あわせて、当市が独自で把握した情報がある場合には、当会に被害情報等し、当会から県連を介して県へ報告を行う。

■感染症、サイバー攻撃等

感染症やサイバー攻撃等が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

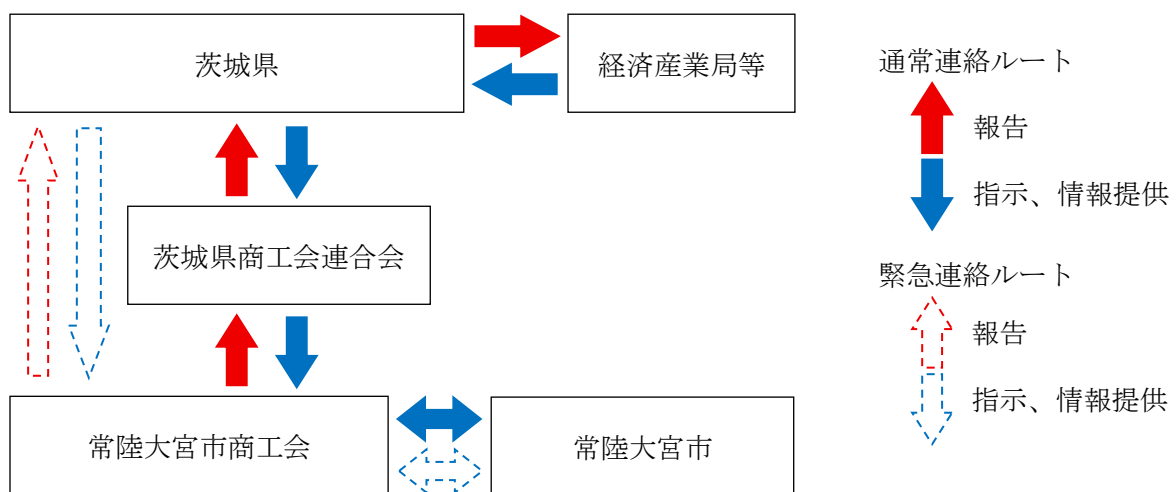
3) 被害情報の共有・報告

- ・当会は、国や茨城県からの情報に基づき、県が定める期日までに県の指定する方法にて県連を介して県へ報告し、当市は当会が報告した内容について確認を行う。あわせて、当市が独自で把握した情報がある場合には、当会に被害情報等し、当会から県へ報告を行う。

(2) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、管内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は、茨城県の指定する方法にて情報を、茨城県商工会連合会をとおして県へ報告するとともに、当市は当会が報告した内容について確認を行う

(連絡体制)



(3) 応急対策時の管内小規模事業者に対する支援

- 相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 管内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、管内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(4) 管内小規模事業者に対する復興支援

- 茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、地区ブロックをベースとした対口支援体制に基づき、災害対応を行う。

※ その他・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。